

あなたの 煙



周りに吸わせない配慮を



人が通る近くで
吸わない



子どものいる場所で
吸わない



民家の近くで
吸わない

加熱式たばこでも受動喫煙被害は生じます

千葉市のたばこに関する取組はこちら→
(千葉市 HP)



受動喫煙被害情報の受付はこちら→
(LINE 友だち登録)



掲示管理者：

ポスター製作者：



千葉市 健康推進課 受動喫煙対策室
Tel 043-245-5201